

公認射撃場検定基準

1. 適用範囲

本規定は、国際射撃スポーツ連盟（以下 ISSF という）が公認するクレー射撃競技種目で、日本国内に於いて行われるトラップ種目、スキート種目、ダブルトラップ種目等の競技及び競技に類する射撃を行う射撃競技施設（以下射撃場という）が本会の公認名義を得ようとする場合の規格として規定するものである。

2. 関連規定

本会の公認を得ようとする射撃場は、ISSF が定める射撃場の基準を満たすと共に、本会が発行するクレー射撃競技規則の射撃場に関する基準に基づくものでなければならない。

3. 全種目射撃場共通基準

（1）射面の方位

射撃場を建設する場合、射面の方位は、競技中に太陽が射手の背後に来るよう、北、又は、北東に向いて建設されなければならない。

（2）使用装弾・クレー標的について

公認射撃場において、本会の公式大会を行なう場合は、公認装弾、公認クレー標的を使用しなければならない。

（3）各射面間の距離

射撃場を建設する場合、2面以上のトラップ（ダブルトラップ併用）、スキート、トラップ・スキート併用射面、及びダブルトラップ専用射面等の各射面を有して建

設する場合は、各射面間の間隔を次の通り設ける。

1 ト ラ ッ プ 射 面 間 の 距 離

(隣接するト ラ ッ プ 左 射 面 の 15 番 放 出 機 と 右 射 面 の 1 番 放 出 機 との 間 を 35m

以 上 離 さ な け れ ば な ら な い。) 通 常 67m 以 上

2 ス キ ート 射 面 間 の 距 離

(隣接するそ れぞ れ の 射 面 の 中 心 よ り 中 心 ま で) 通 常 50m 以 上

3 ト ラ ッ プ (ダ ブ ル ト ラ ッ プ 併 用)・ス キ ート 射 面 間 の 距 離

(隣接するそ れぞ れ の 射 面 の 中 心 よ り 中 心 ま で) 通 常 60m 以 上

4 ス キ ート・ダ ブ ル ト ラ ッ プ 専 用 射 面 間 の 距 離

(隣接するそ れぞ れ の 射 面 の 中 心 よ り 中 心 ま で) 通 常 50m 以 上

(4) 放 出 機 の 設 置

各 種 目 の 標 的 放 出 機 を 設 置 す る 基 礎 は 、競 技 中 各 射 手 に 均 一 の 標 的 放 出 を 図 ら な け れ ば な ら な い こ と か ら 、放 出 機 が 稼 働 中 に 振 動 等 を 起 こ さ な い よ う 、鉄 筋 コンク リート 等 堅 固 な 基 礎 と し な け れ ば な ら な い。

(5) 各 射 面 間 へ の 防 弹 壁 の 設 置

2 面 以 上 の ト ラ ッ プ (ダ ブ ル ト ラ ッ プ 併 用)、ス キ ート、ト ラ ッ プ・ス キ ート 併 用 射 面、ダ ブ ル ト ラ ッ プ 専 用 射 面 等 の 各 射 面 を 有 す る 建 設 す る 場 合 は 、各 射 面 間 に 、安 全 に 射 撃 が で き る よ う 防 弹 壁 を 設 置 し な け れ ば な ら な い。又 、防 弹 壁 の 塗 装 は 、射 撃 競 技 の 妒 げ に な ら な い 色 を 使 用 し な け れ ば な ら な い。

(6) 安全柵の設置

各射面には、射台の後方 7~10m の位置に観衆が射面に立ち入らないよう、堅固な柵を設置しなければならない。

(7) 放出機操作員の位置（プーラーハウス）の設置

標的放出操作員が射手を確認でき、射手のコールを聞きながら操作できるような位置に設置しなければならない。

(8) 各射面へのスコアボードの設置

各射面には、必ず射手、審判、観客、プーラーから視認でき、且つ、射撃に支障のない位置に本会が別に定める公認基準に基づいたスコアボードを設置しなければならない。

(9) 大会用総合得点掲示板の設置

大会用の総合得点掲示板を観客や射手の見やすい場所に設置しなければならない。その大きさは、横 8m、縦 1.5m 以上の掲示用得点表 (80cm × 110cm) が 5 枚以上掲示できるものが望ましい。

(10) 射撃管理規則掲示板の設置

射撃場の人目に付きやすい場所に、本会公認検定番号、射撃場名、射撃場使用上の注意等を明記した横 200cm、縦 100cm 程度の大きさの管理規則版を設置しなければならない。

また、スキート射面についての使用装弾号数制限を必ず明記しなければならない。

(11) 射撃場管理棟の設置

射撃場管理棟を公式大会開催に必要な最小限 66 m²以上を有する施設として設けなければならない。又、併せて、銃器庫等の付帯設備が設けられていることが望ましい。

4. トランプ（ダブルトランプ併用）射撃場標準規格（第1図、第2図参照）

（1）トランプピット

トランプピットは、その屋根の上部表面が射台表面と同じ高さになるようにし、また、屋根上面は、濃緑色に塗装しなければならない。トランプピットの内部寸法は、端から端までが約 20m、前後幅が 2m、床面から屋根下面までが 2m から 2.1 m としなければならない。

この大きさであれば、作業員がトランプハウス内で自由に動くことができ、また、標的を保管する十分なスペースを確保することができる。

（2）トランプ（ダブルトランプ）クレー標的放出機の位置等

1 それぞれのトランプピットには、床面或いは、ピット前方壁面に 15 基のクレー放出機（以下放出機という）を設置する。放出機は、3 基ずつ 5 つのグループに分かれ、各グループの真中の放出機の位置は、トランプピット屋根上部表面に幅 15 cm、長さを 40cm 程度の白色による塗装表示をしなければならない。又、グループ内の放出機は 1m から 1.1m の距離で等間隔で設置し、各グループの真中の放出機間隔は、3m から最大 6m とする。これは、トランプの場合は、通常 3m から 3.3m とすることが望ましく、又、ダブルトランプの場合は、必ず 3m から 3.2m の間隔で設置しなければならない。

放出機で左側に放出アームがあるものを使用の場合は、そのグループの左側（うしろから見て）の放出機から中央の放出機までの距離は前述の 1.00m から 1.10m よりも減ずることができる。

- 2 放出機を 2m の高さに設置する場合には、放出機アームの旋回軸点が、トラップハウス屋根上部から 0.5m ($\pm 0.1\text{m}$) 下方、また、屋根前端から 0.5m ($\pm 0.1\text{m}$) 後方の位置になるよう設置しなければならない。この屋根前縁が放出点と定義する。設置しなければならない。この屋根前縁が放出点と定義する。
- 3 設置する放出機は、別に定める放出機検定基準に適合するものでなければならぬ。
- 4 放出されたクレー標的の最大飛翔距離がトラップ屋根前縁より、1 番射台の前方、トラップピット屋根に表示された中心マークより左へ 45° 、又、1 番射台から 5 番射台までの前方のトラップピット屋根に表示された中心マークの位置で、トラップピット屋根前縁より直角にその延長線上、又、5 番射台の前方、トラップピット屋根に表示された中心マークより右 45° の角度で、それぞれ ISSF で定めるクレー標的の最大飛翔距離が測定できるものでなければならない。
- 5 トラップピットの前縁から 15m 後方の距離にある直線上に 5 つの射台が設置されなければならない。
各射台は、3 台の放出機グループの真中の機械から垂直に引いた線を中心として、 $1\text{m} \times 1\text{m}$ の正方形で幅 10 cm の白色による塗装により縁取りをして明確に表示されなければならない。

6番射手が位置する場所は、1番射台やや左側で、約2m後方に表示される。

この6ヶ所の射台及び待機位置には、射手が予備の装弾やその他の道具を置けるテーブル、或いはベンチを設けなければならない。

各射台は堅固で、全方向に水平でなければならない、又、射台には射手が銃口を置けるよう、15cm四方位の木片、或いはゴム板を左右前方のコーナーに設置しなければならない。

(3) 射手の移動のための通路などの設置

射台の線の3mから4m後方には、選手が5番射台から6番の位置に移動するための通路を設けなければならない。

通路の後ろ7mから10mのところにワイヤー、ロープ、或いは適当な柵を設置しなければならない。

(4) 射台の屋根の設置

射台には、直接日光及び雨に対する適当な保護がなされるよう、屋根等を設置しなければならない。

(5) トラップピットへの通路の設置

射撃中にクレー等の補給、或いは放出機保守のため、トラップピットへ安全に進入出来る地下道等の通路を設けなければならない。

5. スキート射撃場標準規格（第3図、第4図参照）

(1) スキート射撃場寸法

スキート射撃場は、半径19.20mの円弧及びその円弧の中心から5.50mのところ

に引かれた、長さ 36.80m の基線上（許容誤差 $\pm 0.1\text{m}$ ）に配置された 2 つのハウス（ハイハウスとローハウス）と 8 つの射台からなる。

（2）標的交差点の表示

前項の円弧の中心を標的交差点とし、その位置を杭等により表示しなければならない。又、クレー放出機のセット等のため 8 番射台より、この標的交差点まで 8 番射台と同レベルで、幅 20cm 以上のコンクリートの通路を設置することが望ましい。

（3）射台の位置、寸法及び表示

1 円弧から標的交差点に向かって、基線の左端に 1 番射台、右端に 7 番射台が配置され、2 番射台から 6 番射台は、円弧上に等間隔に配置され、各射台の位置は正確に表示されなければならない。その隣接射台との距離は、それぞれの射台前縁中心間を結んでできる弦の長さ 8.13m とする。又、8 番射台は、基線の中央に位置する。

2 1 番から 7 番までの射台は、 $90\text{cm} \pm 5\text{cm} \times 90\text{cm} \pm 5\text{cm}$ の正方形で、その辺は、円弧の半径が射台の中心を通る線に平行でなければならない。

1 番から 7 番までの射台は、標的交差点より各射台の中心に引かれた線に平行な 2 本の側辺と、又、前方の一辺は、標的交差点を中心とする円弧上に位置し、後方一辺は、この円弧に並行する。

又、8 番射台の長辺は基線に平行で、且つ、それぞれの短辺の中心を基線が通過し、標的交差点より 4 番射台の中心を通過全てに同じ高さ、 $\pm 5\text{cm}$ で設置されなければならない。又、1 番から 7 番射台の表示は、1 辺の内のりを 90cm

$\pm 5\text{cm}$ とする正方形で、幅 5cm の白色により縁取りし、8 番射台は短辺の内りを $90\text{cm} \pm 5\text{cm}$ 、長辺の内りを $185\text{cm} \pm 5\text{cm}$ とする長方形で、幅 5cm の白色の塗装により縁取りし、表示しなければならない。

(4) 射手待機の位置と表示

1 番射台から 7 番射台まで、2 番射手以降の射手及び射撃終了射手が待機する位置は、8 番射台を除く各射台の後方の一辺に平行で、標的交差点より各射台中心とを結ぶ直線延長線の、各射台後方の一辺より 150cm の位置を中心とする一辺の内り 250cm、左右の側辺内のり約 150cm として、幅 5cm の白色の塗装により表示される。

(5) 放出機の設置

各々の放出ハウスには、1 台のクレー標的放出機が固定されていなければならぬ。また、標的放出機は、別に定める放出機検定基準に適合していなければならぬ。

1 ハイハウスの放出機の設置位置

ハイハウスに於ける放出機設置位置は、標的が、基線延長線上で 1 番射台の後方 $90\text{cm} \pm 5\text{cm}$ 、高さ $305\text{cm} \pm 5\text{cm}$ の位置より放出されるようにしなければならない。

2 ローハウスの放出機の位置

ローハウスに於ける放出機の設置位置は、標的が、7 番射台後方 $90\text{cm} \pm 5\text{cm}$ 、基線延長線上の外側 $75\text{cm} \pm 5\text{cm}$ 、高さ $105\text{cm} \pm 5\text{cm}$ の位置より放出されるよう

にしなければならない。

(6) 標的飛翔距離の測定スペース確保と表示

新たに、スキート射撃場を建設する場合は、標的はハイハウス、ローハウスとも、
65m以上 67m以下の距離を飛翔させることから、この飛翔距離を正確に測定でき
るようなスペースを確保することが望ましい。又、正規標的の到達点を示すため、
それぞれのハウスから 65mの地点及び 67mの地点に到達点表示マークを設置しな
ければならない。

(7) 射撃限界点と表示

1 番射台から 7 番射台における射撃限界点は、ハウス前面から 40.3m ($\pm 10\text{ cm}$)
の地点とし、適切な標識を両ハウスから 40.3m ($\pm 10\text{ cm}$) の標的飛行軌道上の限界
点に設置しなければならない。

(8) スキート射面の奥行

標的交差点よりの奥行は、ハイハウス、及び、ローハウスからのそれぞれの標的
到達点を結ぶ直線より以上の距離（約 18m）を設けることが望ましい。

(9) 標的放出口防護板の設置等

両ハウスの標的放出口には、放出機作業員が、どの射台の選手からも見えないよ
うに、放出口に必ず堅固な防護板を付けなければならない。
この予防策は、放出機作業員を直撃弾、或いは跳弾から守るため、また、各ハウ
スから放出される標的が壊れた場合、選手を標的から守るための方法として欠くこ
とのできないものである。

4番射台後方7mから10m辺りに、射台の円弧に沿って、ワイヤーかロープ、または適当な素材の柵を設け、観客が立ち入らないようにする。

(10) クレー止めネットの設置

スキート射面隣接する射面に、放出された標的が飛行し、隣接した射面での射撃に著しい障害を与える可能性のあるスキート射撃場は、必ず、クレー飛翔防止のためのネットをそれぞれハウスの後方に、設置しなければならない。また、このネットは、クレー飛行距離測定の妨げにならないよう、可動式のものを設置することが望ましい。

(11) 標的放出表示ランプの設置

ハイハウスとローハウスの外側には、ランプが取り付けられていなければならぬ。このランプは、プーラーが放出ボタンを押した瞬間に点灯し、標的が放出されれば消えるものとする。ランプは、審判から明瞭に見えるものでなければならない。このランプの位置は、ハウスの外側で観客席の方を向き、ハイハウスでは2.2mから2.8mのところ、ローハウスでは1.6mから2.0mのところに設置する。

(12) 射台の屋根の設置

射台には、直接日光及び雨に対する適当な保護がなされるよう、屋根等を設置しなければならない。

6. ダブルトラップ射撃場標準規格（第5図参照）

(1) ダブルトラップ種目には、トラップ射面が通常そのまま適合され、3番射台前方の中央放出機グループ7、8、及び9号機が使用される。

この場合のトラップピット間の距離は、第4項第2号の通りとする。

(2) ダブルトラップ専用ピットを建設する場合は、1つの射面の中央放出機から隣接射面の中央放出機までの距離は、35m以下であってはならない。(ダブルトラップにおける標的放出角度は、トラップ程広くないので放出角度を減ずる必要はない。)

(3) それぞれのダブルトラップのピットには、ピット前壁に3台の放出機が設置されていなくてはならない。中央の放出機の0°のときの放出点は、ピット屋根の上面にペイントのみで表示される。

放出機間の距離は、1mから1.1mの間で等間隔とする。1番目と3番目の放出機は、側壁より最低1.5m以上離れてはなければならない。

(4) 放出機を2mの高さに設置する場合には、放出機アームの旋回軸点が、トラップハウス屋根上部から0.5m(±0.1m)下方、また、屋根前端から0.5m(±0.1m)後方の位置になるよう設置しなければならない。この屋根前縁が放出点と定義する。

(5) 設置する放出機は、別に定める放出機検定基準に適合するものでなければならぬ。

放出機は、タイマー装置付きの電気・手動式、或いは電気・マイクロフォン式で作動する。放出制御装置は、プーラーから選手がはっきり見え、なお選手のコールが良く聞こえる場所に設置しなければならない。

総ての公式大会には、自動タイマーが使用されなければならない。タイマー装置は、選手がコールした後すぐに始動するようセットされなければならない。

放出装置は、2個の標的を規定の放出機より同時に放出できるものでなければな

らない。また、電気・手動式の場合は 1 つのボタン、或いはスイッチでダブルの標的が放出できる構造でなければならない。

(6) ピットの前縁から 15m 後方の距離にある直線上に 5 つの射台が設置されなければならない。

3 番射台は、3 台の中央の放出機が中心となる。2 番射台は、3 番射台の左 3m から 3.3m に位置し、1 番射台は、2 番射台の左に等間隔に設置される。同様に、4 番射台は、3 番射台の右側 3m から 3.3m に位置し、5 番射台は、4 番射台の右側等間隔に位置する。

各射台は、3 台の放出機グループの真中の機械から垂直に引いた線を中心として、
1m × 1m の正方形で幅 10 cm の白色による塗装により縁取りをして明確に表示され
なければならない。

6 番射手が位置する場所は、1 番射台やや左側で、約 2m 後方に表示される。こ
の 6ヶ所の射台及び待機位置には、射手が予備の装弾やその他の道具を置けるテー
ブル、或いはベンチを設けなければならない。

各射台は堅固で、全方向に水平でなければならない、又、射台には射手が銃口を
置けるよう、15 cm 四方位の木片、或いはゴム板を左右前方のコーナーに設置しな
ければならない。

(7) 射台の線の 3m から 4m には、選手が 5 番射台から 6 番の位置に移動するための
通路を設けなければならない。

通路の後ろ 7m から 10m のところにワイヤー、ロープ、或いは他の適した柵を設
け、観客が立ち入らないようにする。

(8) 射台の屋根の設置

射台には、直接日光及び雨に対する適当な保護がなされるよう、屋根等を設置しなければならない。

7. 公認射撃場のランク付

本会の検定公認射撃場のランク付を次の 7 項目に分けて評価し、各項目の評価合計により 4 段階に区分する。

(1) 射面数

トラップ、スキートの各種目射面数の評価について、次の 4 段階とする。

(* トラップ・ダブルトラップ併用)

◆ トラップ 3 射面、スキート 3 射面以上 (5 点)

◆ トラップ 2 射面、スキート 2 射面 (4 点)

◆ トラップ 2 射面、スキート 1 射面

もしくは トラップ 1 射面、スキート 2 射面 (3 点)

◆ トラップ 1 射面、スキート 1 射面 (2 点)

(2) 付帯設備（管理棟①）

式典等の実施評価について、次の 4 段階とする。

◆ 管理棟内で 80 名以上参加の開・閉会式が実施可能 (5 点)

◆ 管理棟内で 50 名以上参加の開・閉会式が実施可能 (4 点)

◆ 管理棟内で 20 名以上参加の開・閉会式が実施可能 (3 点)

◆ 管理棟内で 20 名未満参加の開・閉会式が実施可能 (2 点)

(3) 付帯設備（管理棟②）

男子・女子の更衣室やトイレの整備評価について、次の4段階とする。

◆男子・女子別更衣室、男子・女子別トイレを整備（5点）

◆男子・女子別更衣室はあるがトイレは共同式で整備

または男子・女子別トイレはあるが更衣室は共同式で整備（4点）

◆更衣室・トイレ双方を共同式で整備（3点）

◆トイレはあるが更衣室は未整備（2点）

(4) 付帯設備（食堂等）

食堂等（軽食含む）の整備評価について、次の4段階とする。

◆食堂等を整備し、十分な専用スペースを整備（5点）

◆食堂等を整備しているが、十分な専用スペースは未整備（4点）

◆専用スペースはあるが、食堂等は未整備（3点）

◆食堂等や専用スペースの双方が未整備（2点）

(5) 付帯設備（銃砲・装弾等）

銃砲や装弾に関する整備評価について、次の4段階とする。

◆装弾販売を行なっており、且つ、銃砲保管設備を整備（5点）

◆装弾販売を行なっているが、銃砲保管設備は未整備（4点）

◆装弾販売は行っていないが、銃砲保管設備は整備（3点）

◆装弾販売、銃器保管設備共に未整備（2点）

(6) 付帯設備（駐車場）

自家用車専用の駐車場に関する整備評価について、次の4段階とする。

- ◆場内に 80 台以上の駐車スペースを確保（5 点）
- ◆場内に 50 台以上の駐車スペースを確保（4 点）
- ◆場内に 20 台以上の駐車スペースを確保（3 点）
- ◆場内に 20 台未満の駐車スペースを確保（2 点）

（7）その他（鉛対策）

鉛散弾の対応評価について、次の 4 段階とする。

- ◆1 年に 1 回以上、鉛散弾の回収と水質検査を実施（5 点）
- ◆1 年に 1 回以上、鉛散弾の回収または水質検査を実施（4 点）
- ◆不定期に、鉛散弾の回収または水質検査を実施（3 点）
- ◆鉛散弾の回収、水質検査を行っていない（2 点）

（8）総合評価（7 項目 35 点満点）

AAA クラス：評価合計 30 点～35 点

AA クラス：評価合計 29 点～25 点

A+ クラス：評価合計 24 点～20 点

A- クラス：評価合計 19 点以下

8. 公認射撃場のその他の義務

公認射撃場は、本会の公認射撃場としての自覚を持つと同時に、本会及び本会加盟地方協会の実施する公式大会、国体選手等の育成・強化のための強化練習等に対して協力することを義務とする。また、検定関係事項のみならず、本会の指示・指導事項を遵守しなければならない。

9. 射撃場の検定公認申請手続き及び検定検査

(1) 本会の公認を希望する射撃場、または射撃場管理団体は、次に掲げる必要書類を

添付して、本会検定委員会宛て公認申請手続きをしなければならない。

必要書類として、トラップ（ダブルトラップ併用）、スキート、ダブルトラップ各種目の保有射面の平面図、立面図、管理棟図面、位置図、最寄りの駅または国道等からの射撃場位置図、公安委員会の許可証（写し）、地元都道府県クレー射撃協会長からの推薦状、第7項規定の付帯設備やその他に関する資料を各2部ずつと共に、別紙様式に基づく検定公認申請書を送付しなければならない。

(2) 検定検査

前号の書類が本会へ届いた後、検定委員会は速やかに射撃場の検定検査を速やかに実施する。検定検査後、検定委員会は合否の判定を書面により申請者へ通知する。

また、検定検査の実施に伴い、本会検定委員会関係者の派遣費用（交通費・宿泊費等）については、申請者の負担とする。

なお、検定検査の実施にあたり、申請のあった射撃場責任者または射撃場管理団体責任者は、検定検査に必ず立ち会わなければならない。

(3) 検定公認料

検定検査に合格した申請者は、第13項に定める検定公認料を速やかに本会宛て納付しなければならない。また、所定の検定公認料の納付が確認された時点で、射撃場検定公認証が申請者へ交付される。

10. 公認期間

(1) 本会の公認射撃場の公認期間は2年間とする。

(2) 公認期間の延長を希望する射撃場または射撃場管理団体は、通常、公認期間が切れる 1 ヶ月前に、本会宛て別紙様式による公認更新申請書と第 13 項に定める公認更新料を添えて送付しなければならない。更新手続きが完了した射撃場の公認期間は、公認期間が切れる最終日より 2 年間が延長される。

なお、更新手続きがされなかった場合、射撃場の公認は自動的に取り消される。

11. 仕様変更

公認射撃場が、競技施設の一部改造、または付帯設備の変更等を行なう場合、別に定める志向変更届を速やかに本会検定委員会宛て提出し、必要に応じて検定検査を受けなければならず、必要に応じて関係図面等を提出しなければならない。

12. 公認証の掲示

本会より送付される射撃場検定公認証は、射撃場受付付近の良く見える場所に掲示しなければならない。

13. 検定公認料等

第 9 項第 3 号及び第 10 項第 2 項に基づく検定公認料や公認更新料を、次の通り定める。

(1) 検定公認料

1 A 級射撃場

◆トラップ（ダブルトラップ併用）・スキート・ダブルトラップ

各 1 面につき 検定料 50,000 円 検定公認有効期間 2 年間

◆トラップ・スキート併用射面

1面につき 検定料 75,000円 検定公認有効期間 2年間

◆併設射面：既設のトラップ射面にスキート、又は、既存のスキート射面にトラ

ップを併設した場合

1面につき 検定料 25,000円 検定公認有効期間 2年間

◆併設射面：既設のトラップ射面にダブルトラップを併設した場合

1面につき 検定料 不要 検定公認有効期間 2年間

(2) 公認更新料

1 トラップ（ダブルトラップ併用）・スキート

各1面につき 検定公認更新料 10,000円 検定公認有効期間 2年間

2 トラップ・スキート併用射面

1面につき 検定公認更新料 15,000円 検定公認有効期間 2年間

(3) 検定委員派遣費用

派遣される検定委員会関係者の交通費、宿泊費等の実費とする。

(3) 放出機検定公認料

トラップ 1台 5,000円 検定公認有効期間 別に定める

スキート 1台 7,500円 検定公認有効期間 別に定める

ダブルトラップ 1台 10,000円 検定公認有効期間 別に定める

(4) マイクロフォン検定公認料

トラップ（ダブルトラップ）・スキート 1セット 10,000円

検定公認有効期間 2年間

（但し、トラップ・スキート併用射面で、マイクロフォンシステムがトラップとスキートそれぞれ異なる場合は、マイクロフォンシステムは、2セットとして算出する）

(5) スコアボード検定公認料

トラップ種目、スキート種目及びトラップ・ダブルトラップ種目兼用共に、1基あたり2万円とする。

(6) その他

Aクラス射撃場に於いては、過去に公認を受けた中古の放出機（正規の飛行ができる）を設置してもかまわない。しかし、新品の放出機を設置する場合は、現在公認されている放出機に限る。

14. 検定公認の取り消し等

公認射撃場が検定公認料や公認更新料を滞納した場合、または、公認射撃場として相応しくないと検定委員会が判断した場合は、当該射撃場または当該射撃場管理団体へ書面による指導・通告を行う。書面による指導・通告後、改善が見られない場合は、理事会の承認を経て検定公認を取り消すことができる。

15. 基準の改廃

本基準は、検定委員会の承認を経て改廃案を理事会へ上程し、理事会の承認を経て

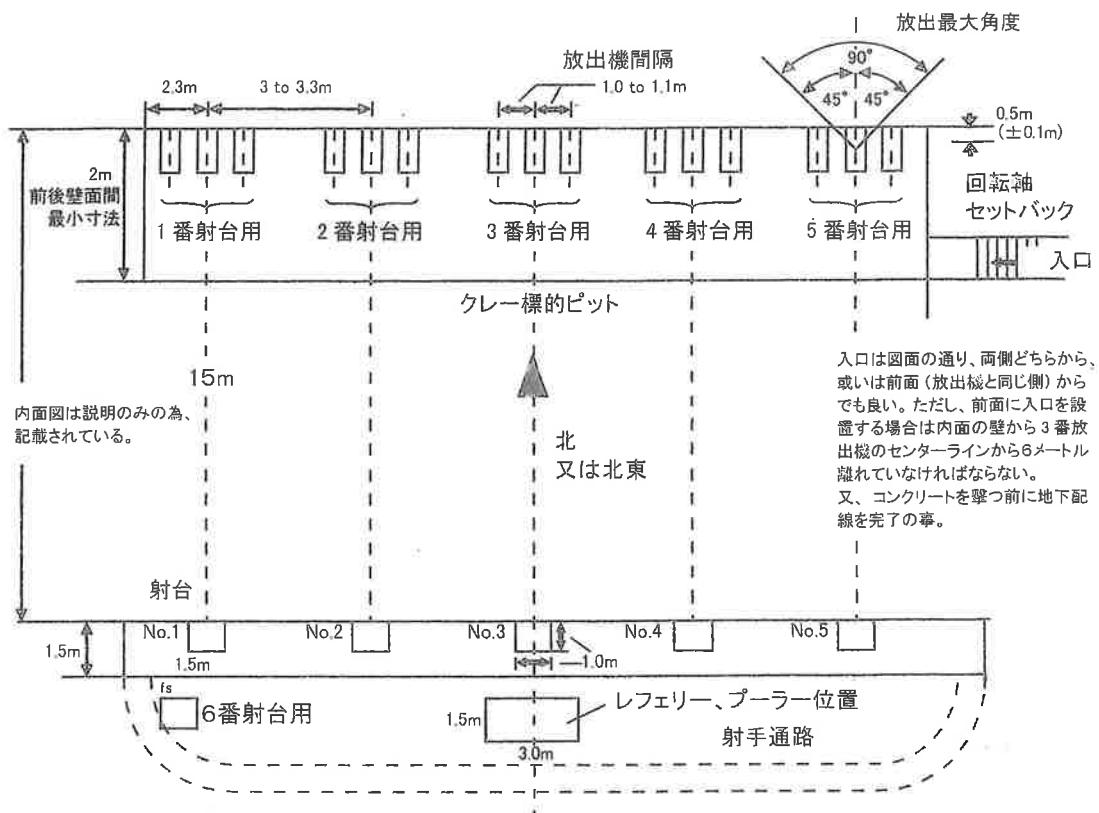
改廃することができる。

付 則

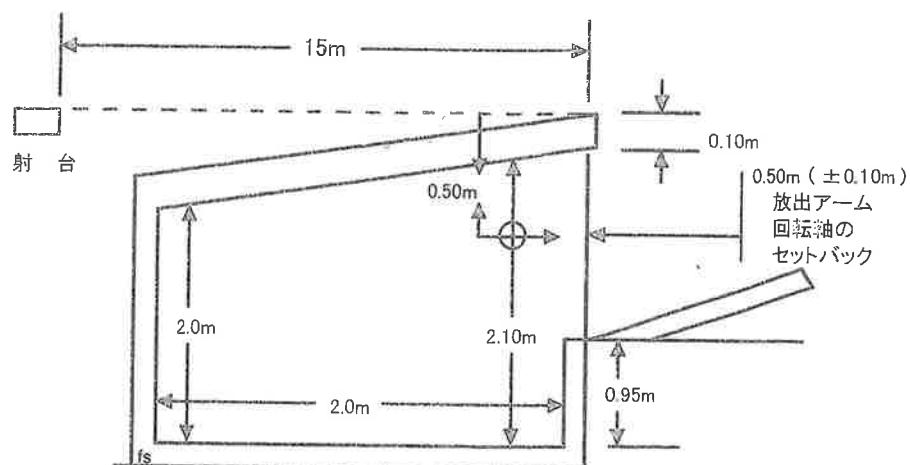
1. 本規準は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規準は、平成 5 年 4 月 1 日より改正施行する。
3. 本規準は、平成 7 年 3 月 27 日より改正施行する。
4. 本基準は、平成 29 年 1 月 25 日より改正施行する。
5. 本規準は、令和 5 年 3 月 6 日より改正施行する。

(* 2022 年度第 8 回理事会承認)

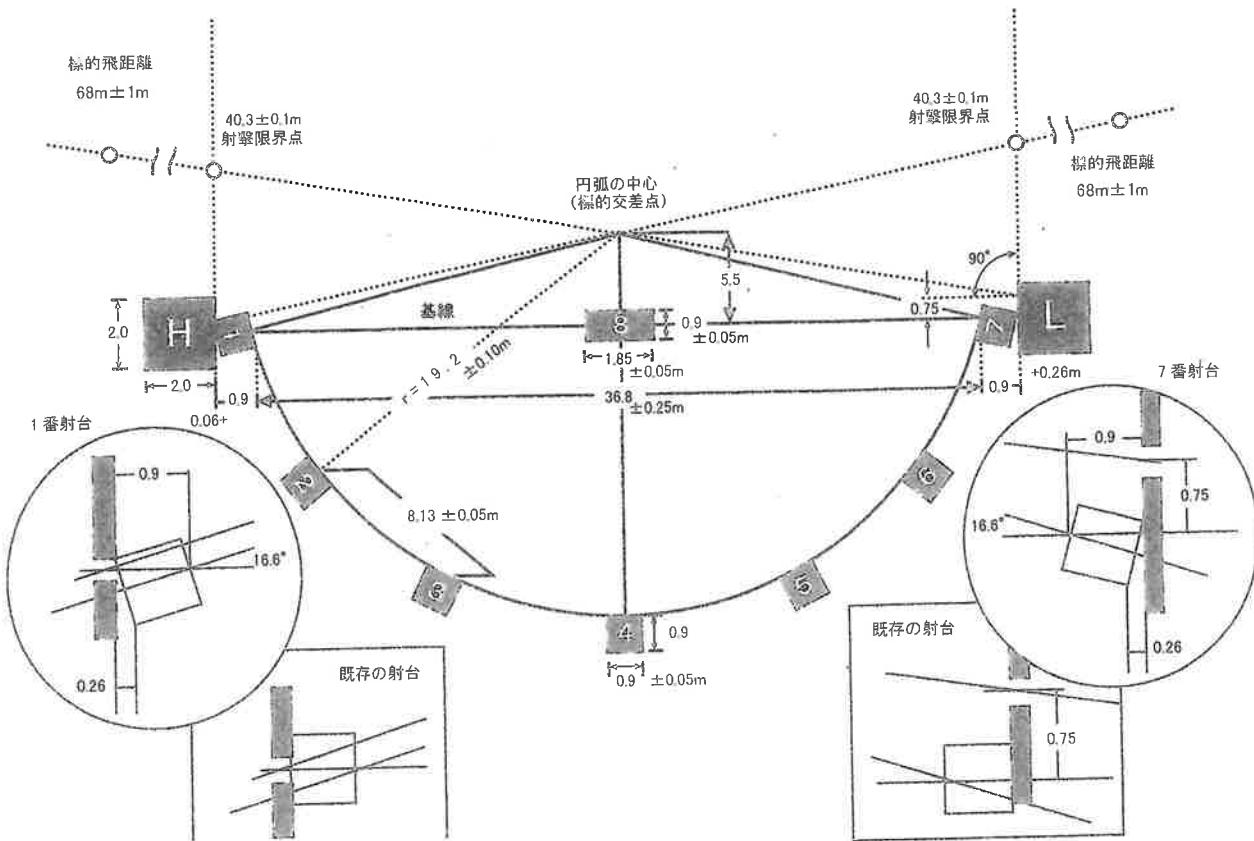
第1図：トラップ（ダブルトラップ併用）射撃場標準規格



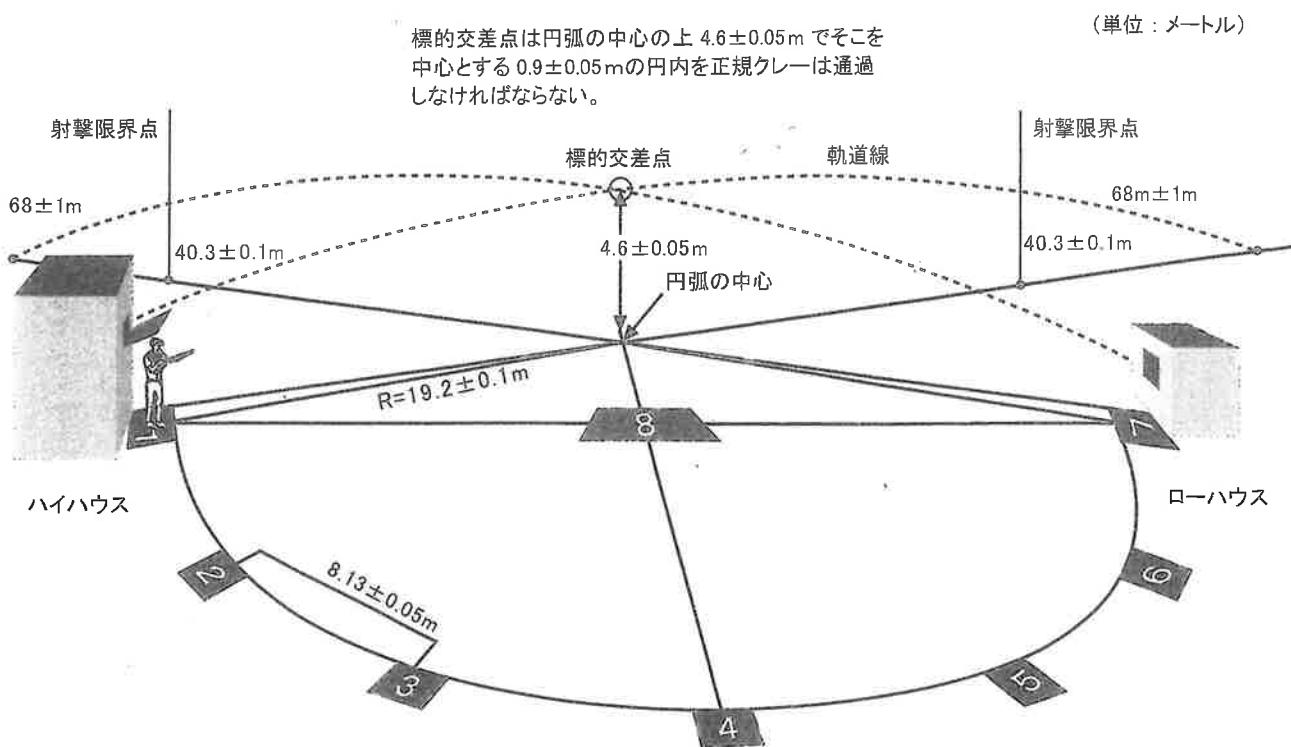
第2図：トラップ及びダブルトラップピット



第3図：スキート射撃場標準規格



第4図：スキート射面俯瞰図



第5図：ダブルトラップ射撃場標準規格

